

都市環境協会は、市民に対して都市環境の保全・改善に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的としています。

清秋の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、前回4月に日の出2丁目の空地（共同菜園）の状況をお知らせしましたが、あれから早くも半年が過ぎようとしています。現在は土地（有効面積）の約3分の1の面積が畑となっていて、夏には、多種多様の野菜を栽培していただき、大収穫があったもようです。来年には、もっと大勢の方に利用していただき、土地の稼働率を100%までもっていきたいです。裏面に畑の共同菜園の写真を載せています。



### 都市環境協会17年をふりかえる

理事長 鈴木 英介

私たち都市環境協会が出来たのは今から17年前、平成12年の事です。西暦では2000年。バブルの後遺症は癒えず、デフレの真最中。ハンバーガーが半額になった時です。

世の中は2000年問題などと騒がれ、時の小渕首相も突然なくなり、何かこの年が問題のある年で、世紀末の雰囲気さえ漂う年でした。

NPO法はこの2年前にできたので、新潟のNPOとしてはかなり古い方です。NPO法の趣旨は、従来公益は行政が、市民は私益を追求し税金を払うという考え方から、市民も公益の担い手ではないかとの考えに変わってきたからです。ちょうど阪神淡路大震災が平成7年に起き、その時多くのボランティアが復興を担ったので、市民の公益活動という機運が盛り上がってきたのです。

この時の私たちのスローガンが「仕事おこし、町おこし」でした。従来の行政のやっていたような領域にも、私たち一般市民が直接乗り出そうとの心意気からです。もともと日本の伝統は小さな政府、民間委託だったのです。江戸時代では行政機能も庄屋の入り札（つまり入札）で決め、軍隊でも各地方政府（藩）が担っていました。戸籍は宗門人別帳といい、寺が担っていました。その日本の政府が大きくなってきたのは明治からですが、それでも欧米から見れば、まだ日本は小さな政府です。

今協会では新規事業として空き家対策事業に取り組んでいますが、これも住環境の悪化を何とか市民の手で食い止めなければならないとの思いからです。もともと地域コミュニティの力で住環境は守られてきたのです。住環境は一つの家だけであるわけではありません。道路や電気、上下水道などの公共インフラがあれば良いわけでもありません。そこに共に暮らすコミュニティがあってこそその住環境といえます。

少子化、高齢化の中でそのコミュニティが危機にさらされているのです。よく言われる限界集落の問題は過疎地だけの問題ではなくなっています。それは都市部にもマンションにもあります。

それに対する行政の対応は大変遅れているように見えます。さらに遅れているのが政治の対応ではないでしょうか。法や制度が現実に追いついていないのです。私たちは市民の手で制度の不備を補い、地域コミュニティを守るための活動をしています。



空き家を  
減らそう無くそう



## 日の出2丁目共同菜園の様子

## 共同菜園 利用者募集中!



いろいろな野菜が育っています。まだまだ種類が増えるようです。

空き地には、防草シートを敷いて、雑草が生えるのを防いでいます。



## 『いない土地は、宗教団体へ寄付』が空き家対策に有効!?

以前はご両親がお住まいになっていたお家。そんな空き家は売るの忍びないし、かといって、管理は大変です。そんなときは、ご両親が生前信心されていた宗教団体への寄附が良いかも知れません。考え方によっては、親への供養にもなるのではないのでしょうか。当協会は、税法上のみなし課税について実践的研究を行ってきました。その結果、税法上に宗教団体への寄附という要件がある事がわかりました。NPO法人は宗教活動ができない為、当協会としては、空き家対策の研究として支援させていただきます。是非、当協会へご相談下さい。



## 空き家 寄附募集中



お知り合いでご検討中の方を是非ご紹介して下さい。

### モデル事業の目的

近年、空き家は増大しています。経年劣化により、都市環境に重大な影響をおこしていきます。所有者の中には「社会に貢献するのであれば早めに寄附をしたい。」とお考えの方もいらっしゃいます。当協会がその橋渡し役として解体を実施し、跡地を地域の方々に活用していただく事ができれば、新潟は素晴らしい都市に変わっていくと思います。

理事長 鈴木英介

## お困りではありませんか?

**建物解体費、固定資産税など今後の維持費はこちらでお引き受けいたします。**

都市環境協会では空家の寄附を受け、解体するモデル事業やみなし課税のかからない相手への寄附の斡旋を実施しております。解体後の跡地は地域での活用や、次の解体事業への原資とさせていただきます。詳しくは、下記事務局までお問合せ下さい。



〒951-8077 新潟市中央区烏帽子町3109 TEL: 050-1344-0701 FAX: 025-225-1131  
✉ yashinominouta@ybb.ne.jp ホームページ⇒『都市環境協会』で検索/事務局(美濃)